

社会福祉法人 百葉の会

# 重要事項説明書

(介護予防) 短期入所生活介護

特別養護老人ホーム ラスール掛川

重要事項説明書 (介護予防) 短期入所生活介護

制定：20/11/01

改定：24/08/01



# (介護予防) 短期入所生活介護 重要事項説明書

<2024年4月1日現在>

## 1 事業者（法人）の概要

事業者名称	社会福祉法人 百葉の会
主たる事業所の所在地	山梨県南巨摩群南部町南部 8058-1
代表者名	理事長 湖山 泰成
設立年月日	平成26年4月1日
電話番号	0556-64-1150
FAX番号	0556-64-1151
ホームページ	<a href="http://www.momoha-bloom.or.jp">http://www.momoha-bloom.or.jp</a>

## 2 事業所（ご利用施設）の概要

施設の名称	特別養護老人ホーム ラスール掛川
施設の所在地	静岡県掛川市杉谷南一丁目1番地20
事業所指定番号	2277400731
管理者の氏名	栗田 朋浩
電話番号	0537-29-7327
FAX番号	0537-29-7328
ホームページ	<a href="https://www.lasoeur-kakegawa.jp">https://www.lasoeur-kakegawa.jp</a>

## 3 ご利用施設で合わせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
介護老人福祉施設	令和2年2月1日	2277400723	100名
通所介護・第1号通所事業	令和2年2月1日	2277400707	35名

## 4 施設の目的と運営方針

施設の目的	利用者一人ひとりの意思および人格を尊重し、居宅サービス計画に基づき、その居宅における生活と利用後の生活が継続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。
-------	--

運営の方針	<p>① 施設は利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意と能力を有する従業者による適切な処遇が行われるように努める。</p> <p>② 施設は、（介護予防）短期入所生活介護計画又は居宅（介護予防）サービス計画に基づき、可能な限り、在宅での生活が維持できるよう、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するように努める。</p> <p>③ 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供に努める。</p> <p>④ 施設は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、居宅（介護予防）サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者等との密接な連携に努める。</p>
-------	--

## 5 施設の概要

### <構造など>

敷	地	7,086.31㎡
建 物	構 造	鉄骨造・地上4階
	延 べ 床 面 積	5,278.97㎡（施設全体）
	利 用 定 員	20名（2ユニット×10名）

### <居室>

居室の種類	1人あたり面積
ユニット型個室	一室 10.77～11.12㎡

心身の状況により、居室の変更をお願いする場合があります。

<主な設備>

設備の種類	室数	面積	備考
地域交流スペース	1	214.69 m <sup>2</sup>	
共同生活室	1 2	30.29 m <sup>2</sup> (3室)	
		31.76 m <sup>2</sup> (3室)	
		30.35 m <sup>2</sup> (3室)	
		31.81 m <sup>2</sup> (3室)	
機械浴室	2	15.36 m <sup>2</sup> / 19.20 m <sup>2</sup>	
大浴室	1	16.32 m <sup>2</sup>	
浴室（ユニット毎）	1 2	5.63 m <sup>2</sup>	
その他	厨房・事務室・談話コーナー・会議室等		

6 施設の職員体制（2021年4月1日現在）

従業者の職種	員数	職務の内容
管理者	1名 (入所・通所兼務)	施設の責任者としてその管理と統括を行う
往診医師（嘱託）	1名 (入所兼務)	利用者の健康管理や療養上の指導を行う
生活相談員	1名	利用者およびその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村・他事業所との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う
介護職員	8名	利用者の（介護予防）短期入所生活介護計画又は居宅（介護予防）サービス計画に基づく介護を行う
看護職員	2名	医師の指示に基づき服薬・検温・血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の（介護予防）短期入所生活介護計画又は居宅（介護予防）サービス計画施設に基づく看護を行う
管理栄養士	4名 (入所兼務)	献立の作成・栄養指導・嗜好調査および残食調査など利用者の食事管理を行う
機能訓練指導員	3名 (入所兼務)	利用者の施設サービス計画および個別機能訓練計画に基づく機能訓練を行う
栄養士・調理員	8名 (入所兼務)	利用者の食事の調理を行う
事務員ほか	3名 (入所兼務)	施設の労務管理・経理請求などを行う

## 7 職員の勤務体制

勤務形態	勤務時間
早 番	7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
日 勤 A	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
日 勤 B	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
日 勤 C	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
日 勤 D	1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0
日 勤 E	1 1 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0
遅 番	1 3 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0
夜 勤	2 2 : 0 0 ~ 7 : 0 0

## 8 通常の事業実施地域及び営業日・営業時間

送迎の実施地域	掛川市・菊川市・袋井市・森町
営 業 日	年中無休
営 業 時 間	原則 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 (窓口対応時間)

## 9 短期入所サービスの内容と費用

### (1) 介護保険給付サービス

#### ア サービスの内容

サービスの種別	内 容
食 事	朝食 8 : 00 ~、昼食 12 : 00 ~、おやつ 15 : 00 ~、夕食 18 : 00 ~ に提供します。 管理栄養士または栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の 心身状況に配慮した食事を提供します
入 浴	利用日数に応じて入浴または清拭を行います 寝たきりなどで座位のとれない方の入浴も可能です
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に ついては適切な援助を行います
離 床	寝たきり防止のため、できる限りの離床に配慮します
着 替 え	生活リズムを考え、着替えを行うように配慮します
整 容	個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します
シ ー ツ 交 換	利用日数に応じて行います

洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います
機能訓練	利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます
健康管理	看護職員が中心となり、日常生活における健康管理を行います
介護相談	入所者とその家族からのご相談に応じます

## イ 費用

介護保険の適用がある場合、原則として料金表の利用料金のうち、介護保険負担割合証記載の割合が利用者の負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の金額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書を発行します。

発行されたサービス提供証明書は、のちに利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

また、端数処理により実際の請求額と異なる場合があります。

### <料金表>

※事業所のある掛川市は7級地であるため、1単位10.17円で計算します

○（介護予防）短期入所サービス費（ユニット型個室）

要介護度	単位	利用料	本人負担 上段：1割 中段：2割 下段：3割
<input type="checkbox"/> 要支援1	529単位	5,379円	538円 1,076円 1,614円
<input type="checkbox"/> 要支援2	656単位	6,671円	667円 1,334円 2,001円
<input type="checkbox"/> 要介護1	704単位	7,159円	716円 1,432円 2,148円
<input type="checkbox"/> 要介護2	772単位	7,851円	785円 1,570円 2,355円
<input type="checkbox"/> 要介護3	847単位	8,613円	861円 1,723円 2,584円

□ 要介護4	918単位	9,336円	934円 1,867円 2,801円
□ 要介護5	987単位	10,037円	1,004円 2,007円 3,011円

○加算（共通）

種 類	単 位	利用料	本人負担 上段：1割 中段：2割 下段：3割
□機能訓練指導体制加算 常勤の理学療法士などを1名以上配置している場合	12単位	122円	13円 25円 37円
□若年性認知症利用者受入加算 40歳以上65歳未満の方で認知症によって要介護者となった利用者に対して、個別に担当者を定めてサービス提供を行った場合	120単位	1,220円	122円 244円 366円
□個別機能訓練加算 理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、経過計画的に機能訓練を行っている場合	56単位	569円	57円 114円 171円
□送迎加算 利用者の心身の状態、家族などの事情などからみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所との間の送迎を行った場合	片道につき 184単位	1,871円	188円 375円 562円
□療養食加算 医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、療養食が提供された場合	1食につき 8単位	81円	9円 17円 25円

<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 職員の配置状況により算定する	(I) 22単位	224円	22円 44円 66円 <small>介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上</small>
	(II) 18単位	183円	18円 26円 44円 <small>介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上</small>
	(III) 6単位	61円	6円 12円 18円 <small>介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上利用者 に直接提供する職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上もしくは常勤職員75%以</small>
<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制加算 <input type="checkbox"/> (I) ・(II)の要件を満たし、(II)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと <input type="checkbox"/> (II) ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。	(I) 100単位	1014円	2 43円 487円 730円 <small>1月につき1回を限度</small>
	(II) 10単位	101円	10円 20円 30円 <small>1月につき1回を限度</small>

○加算（短期入所生活介護のみ）

上段：1割  
 中段：2割  
 下段：3割

種類	単位	利用料	本人負担
<input type="checkbox"/> 看護体制加算 定員超過・人員欠如に該当せず、必要数看護職員を配置している場合 (I) 常勤の看護師を1名以上配置 (II) 看護職員の数が、常勤換算方法で入所者の数が2.5またはその端数を増すごとに1以上配置	(I) 4単位	40円	(I) 4円 8円 12円
	(II) 8単位	81円	(II) 9円 17円 25円

<input type="checkbox"/> 看取り連携体制加算 ○(1)、(2) いずれかに該当 (1) 看護体制加算(Ⅱ)算定 (2) 看護体制加算(Ⅰ)算定かつ、短期入所看護と入所看護との連携により、24時間連絡できる体制を確保している場合 ○看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ている場合	64単位	650円	65円 130円 195円 <small>死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度</small>
<input type="checkbox"/> 口腔連携強化加算 ○口腔の健康状態の評価を実施した場合、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に評価の結果を情報提供した場合 ○口腔の健康状態の評価を行う際、歯科衛生士が、相談等に対応する体制を確保し、文書等で取り決めている場合	50単位	508円	51円 102円 152円 <small>1月に1回限り</small>
<input type="checkbox"/> 医療連携強化加算 看護体制加算(Ⅱ)を算定し、急変の予想や早期発見などのため看護職員による定期的な巡視や主治医との取り決めを行っている場合	58単位	589円	59円 118円 177円
<input type="checkbox"/> 夜勤職員配置加算 夜勤を行う介護職員または看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合	(Ⅱ) 18単位	183円	(Ⅱ) 19円 37円 55円
<input type="checkbox"/> 緊急短期入所受入加算 利用者の状態や家族などの事情により、緊急にサービスを利用した場合(原則7日が限度)	90単位	915円	92円 183円 275円
<input type="checkbox"/> 長期利用者に対する減額 自費利用を挟み同一事業所で連続30日を超えて利用した場合 30日を超えた日から減算を行う	・△30単位 (31日~60日)  ・△32単位 (61日以降)	△305円   △325円	△31円 △61円 △92円  △33円 △65円 △98円

<p><b>介護職員処遇改善加算</b></p> <p><input type="checkbox"/> (Ⅰ) 新加算 (Ⅱ) に加え、以下の要件を満たすこと。経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること。</p> <p><input type="checkbox"/> (Ⅱ) 新加算 (Ⅲ) に加え、以下の要件を満たすこと。改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 人以上。職場環境の更なる改善、見える化。</p> <p><input type="checkbox"/> (Ⅲ) 新加算 (Ⅳ) に加え、以下の要件を満たすこと。資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備。</p> <p><input type="checkbox"/> (Ⅳ) 新加算 (Ⅳ) の 1/2 (7.2%) 以上を月額賃金で配分。職場環境の改善 (職場環境等要件)。賃金体系等の整備及び研修の実施等</p>			<p>算定した単位数の</p> <p>(Ⅰ) 14.0%</p> <p>(Ⅱ) 13.6%</p> <p>(Ⅲ) 11.3%</p> <p>(Ⅳ) 9.0%</p>
---	--	--	--

○ 減算 (1日につき)

種 類	単 位	利用料	本人負担
<input type="checkbox"/> <b>身体拘束廃止未実施減算</b> 身体拘束の適正化を図るため、措置を講じなかった場合	所定単位		算定した単位数の 1%の減算
<input type="checkbox"/> <b>高齢者虐待防止措置未実施減算</b> 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定単位		算定した単位数の 1%の減算
<input type="checkbox"/> <b>業務継続計画未策定減算</b> 感染症や非常災害の発生時において、業務継続計画を策定しておらず必要な措置を講じられていない場合	所定単位		算定した単位数の 3%の減算

(2) 介護保険給付対象外サービス

ウ サービスの内容と費用

利用料の全額を負担していただきます

種類	内容		利用料
居住費 (1日あたり)	負担段階	第1段階 市町村民税世帯非課税であって 老人福祉年金受給の方または生活保護受給の方	880円
		第2段階 市町村民税世帯非課税であって、 年金収入額+世帯合計所得金額が80万円以下の方	880円
		第3段階 市町村民税世帯非課税であって、 ① 年金収入額+合計所得金額が80万円超~120万 以下の方 ② 年金収入額+合計所得金額が120万円超の方	1,370円
		第4段階 上記以外の方	2,300円
食費 (1日あたり)	負担段階	第1段階 居住費と同様	300円
		第2段階 居住費と同様	600円
		第3段階① 市町村民税世帯非課税であって、課税年金 収入額と世帯合計所得金額の合計が80万円 以上120万円以下の方	1,000円
		第3段階② 市町村民税世帯非課税であって、課税年金 収入額と世帯合計所得金額の合計が120万円 超えている方	1,300円
第4段階 上記以外の方	1,500円 朝食：410円 昼食：550円 夕食：540円		
個別外出費用	利用者の希望により車両による 個別外出をした場合、ご負担いただきます		1km100円
私物の洗濯代	事業所にて洗濯ができない、または利用者の希 望により外部クリーニング店に取り次ぐ場合 のクリーニング代はご負担いただきます		実費
日用品費	利用者が日常生活に要する費用で、自己負担が 適当であるものに 係る費用をご負担いただきます ○レクリエーション費用 ○クラブ活動費 ○お菓子、衣類販売等の購入代金		実費

領収書の再発行	発行させていただいた領収書を紛失等により再発行する場合	1 カ月 500 円
---------	-----------------------------	---------------

その他施設サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者にご負担いただくことが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。

### (3) 介護保険給付サービスの償還払い

利用者（甲）が要介護認定申請中または保険料の滞納等により介護保険給付金が直接事業者を支払われない場合、一旦事業所に一月の利用料金（全額）をお支払いいただきますと、事業所からサービス提供証明書を発行します。

このサービス提供証明書を後日、各市町村介護保険係の窓口へ提出すれば、保険給付額の払戻を受けられます。

## 10 利用料金などのお支払方法

利用料の支払いは、事業者が当月の料金合計額の請求書を翌月 10 日以降に利用者（甲）、利用者の身元引受人（後見人がいる場合は後見人。以下「身元引受人等」といいます）または連帯保証人に送付し、その請求書に基づきご指定の金融機関口座から自動引き落としにより翌月 27 日までに支払いを受けるものとします。事業者は、利用者（甲）、身元引受人等または連帯保証人から料金の支払を受けたときは、利用者（甲）、身元引受人等または連帯保証人に対し領収書を発行します。

## 11 サービス内容に関する苦情など相談窓口

当施設のお客様相談窓口	受付担当者	生活相談員
	解決責任者	栗田 朋浩
	受付時間	月～金曜日 9：00～17：00
	電話番号	（0537-29-7327）

### <手順>

#### ①苦情受付

- ・苦情受付担当者は苦情を随時受け付ける
- ・苦情受付担当者は苦情解決責任者である施設長へ報告する

#### ②苦情受付に際し、次の事項を苦情報告書に記載し、その内容について苦情申出人に報告する

- ・苦情の内容
- ・苦情申出人の希望など
- ・行政機関などへの報告の要否
- ・苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの行政機関などの助言、立会の要否

③苦情解決に向けての話し合い

- ・苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努める

④苦情解決結果の報告

- ・苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人および担当介護支援専門員に対して決定事項とその経過について報告する

<当施設窓口以外の苦情受付機関>

受付機関		連絡先
当施設より委嘱した 外部の苦情受付窓口	第三者委員	甲賀 邦明（民生委員） 090-9025-3510
行政機関など 受付機関	掛川市役所 長寿推進課	静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1 0537-21-1363
	袋井市役所 市民課	静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1 0538-44-3152
	菊川市役所 健康福祉部 長寿介護課 介護保険係	静岡県菊川市堀之内61 0537-37-1253
	静岡県国民健康保険団体 連合会 介護苦情相談	静岡県静岡市葵区春日2丁目4番34号 静岡県国保会館（本館） 054-253-5590
	静岡県福祉サービス 運営適正化委員会	静岡県静岡市葵区駿府町1-70 （静岡県社会福祉協議会） 054-653-0840

**12 緊急時の対応**

嘱託医師および看護職員が利用者の健康状態を注意し、必要に応じて適切な診療・指導を行うよう誠意を持って対応します。

利用者に病状の急変が生じた場合などにより、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の診察を求めるなど診療について適切な対応を講じます。

**13 秘密保持及び個人情報の保護**

- ① 事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者およびその身元引受人の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ② 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ③ 事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはそ

の家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者のケアプラン等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

#### 14 事故発生時の対応

施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合、速やかに利用者の身元引受人等及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故により利用者に損害が発生した場合、その損害を賠償します。ただし、当施設に故意または過失がない場合はこの限りではありません。

当該事故発生につき利用者に過失がある場合、損害を賠償しない、または賠償の額を減額することができます。

##### <事故発生時の対応手順>

- ①事故発見者は、利用者の安全を確認し看護職員を呼ぶ
- ②看護職員は、次の事項を確認する
  - (1)外傷の有無、(2)痛みの有無、(3)部位の確認、(4)バイタルサインの測定
  - (5)事故の状況観察
- ③外傷、骨折などの疑いのない場合は、安静を保ち経過観察を行う  
相談員（必要に応じて看護職員）よりご家族などに状況および対応を報告する
- ④外傷、骨折などの疑いのある場合は、施設長に報告する
- ⑤外来受診が必要な場合は、車両を手配（重症の場合は救急車）すると同時に、受診先病院への連絡を行う  
相談員（必要に応じて看護職員）よりご家族などに状況および対応を報告する

#### 15 損害賠償責任等

事業者は、サービスの提供に伴い、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負うものとします。但し、利用者およびその身元引受人等に故意又は過失が認められる場合、又は利用者に生じた損害の原因がサービスプランに設定されていない場合はこの限りではありません。

事業者は、利用者およびその身元引受人等がご利用の際にご留意いただく事項（19）に反した場合、若しくは故意又は重大な過失によって他の利用者又は事業所が損害を被った場合、利用者にその相当額の賠償を求め、身元引受人等については、保証限度額（10万円）を限度としてその賠償を求めることができるものとします。

利用者は、自己の責に帰すべき事由により事業所及び職員に損害を与えた場合、その損害について賠償する責任を負います。

利用者が、正当な理由なく利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、相当期間を、定めた催促にも係わらずこれを支払わない場合、契約を終了し、利用者、および連帯保証人に相当額の賠償を求めることができるものとします。

## 16 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める「特別養護老人ホーム ラスール掛川消防計画」に則り対応を行います			
避難訓練 および 防災設備	別に定める「特別養護老人ホーム ラスール掛川消防計画」に則り年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して行います			
	設備名称	有無	設備名称	有無
	スプリンクラー	あり	非常通報設備	あり
	避難階段	あり	屋内消火栓	あり
	自動火災報知器	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	あり	消火器	あり
	消火栓	あり	排煙設備	あり

## 17 協力医療機関

名 称	中東遠総合医療センター
所 在 地	掛川市菖蒲ヶ池1番地の1
電 話 番 号	0537-21-5555

## 18 協力歯科医療機関

名 称	医療法人社団 瑞歯 スマイル歯科
所 在 地	袋井市浅羽114番地3
電 話 番 号	0538-23-6480

## 19 ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 8:30～19:30 正面受付に設置しております、面会簿に必要事項をご記入ください。 面会時に飲酒や、大声で怒鳴るなどの行為はおやめください。 飲食物の持ち込みの際は、腐敗・誤飲・誤嚥などの事故防止のため、必ず職員にお声掛け下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には、所定の書式に記載いただき、必ず行き先と帰設日時を職員に申し出ください。

居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の方法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損などが生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為など	利用者、職員や当施設を利用されている方に対し、脅迫・暴力行為・セクシャルハラスメント等の迷惑行為及び反社会的行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の利用者の居室などに立ち入らないでください。
所持金品の 管 理	高額・高価格の金品の持ち込みは原則お断りいたします。 その他の所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗 教 活 動 政 治 活 動	施設内で他の利用者などに対する執拗な宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育など	施設内への危険物・ペットの持ち込みおよび飼育は原則お断りします。
飲食について	特別な制限は設けていませんが、飲食物の持ち込みの際は誤飲 誤嚥腐敗などの事故防止のため必ず職員にお声掛け下さい。また持ち込まれる飲食物に関しては食中毒発生の危険もありますので、その場で食べきれぬ程度の範囲でお願い致します。場合によっては預かりさせて頂くことがありますので、ご了承ください。

## 20 その他

### <身体拘束ゼロの取り組みについて>

利用者または他の利用者などの生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、隔離・身体的拘束・薬剤投与・その他の方法により利用者の行動を制限する行為は一切行いません。緊急やむを得ない状態が生じた場合には、マニュアルに沿って介護保険法にて定められた手順に従い対応します。また同時に、その解除を早期にできるように努力いたします。

### <看取りについて>

ご契約時に可能な限り利用者・ご家族などのご意向を確認させていただきます。その後は「特別養護老人ホーム ラスール草加看取り指針」に基づき、その都度ご意向の確認、嘱託医による説明、施設担当者との話し合いを重ね、施設での看取りが可能となった場合には、利用者の心身の苦痛の緩和に努めて参ります。また、ご家族のご心情も重く受け止め、ご家族の精神的支えとなるよう努めて参ります。

#### <虐待防止の取り組みについて>

虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止の取り組みを適切に実施するための担当者を置き、虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

また、虐待の防止のための指針を整備し、職員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施します。

#### <感染症まん延防止等の取り組みについて>

感染症の発生又はそのまん延を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施を行います。

また、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組んで参ります。

#### <ご理解とご協力をお願い>

##### ① 病院受診同行について

入居されてからの利用者の定期受診および薬受け取りは、ご家族などにご協力をお願いすることがあります。受診時において、施設職員のみでは医師から直接説明を受けられない場合もあり、ご家族などが同行の場合、その場で医師からの説明を受け結論を出す可能性が高く、早期の対応ができやすくなります。

ただし、様々な状況により困難な場合は、相談員にご相談ください。

##### ② 日用品などについて

施設が提供すべきものに該当しない日用品などに関しては、ご家族などでの購入をお願いいたします。利用者からの要望があった場合は、相談員より連絡いたしますので、施設へお届けいただくか郵送をお願いいたします。

ただし、様々な状況により困難な場合は、相談員にご相談ください。

##### ③ 金銭について

施設内における金銭トラブルを避けるためにも、利用者が金銭管理できる状態でない場合は、利用者のもとでの金銭の管理はご遠慮願います。

## 21 ハラスメント対策に関する事項

介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ・ハラスメント指針を整備し、窓口を明確化するとともに、職員に周知します。
- ・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について定期的に研修などを実施します。また、職員との面談や会議等の場を定期的に設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ・カスタマーハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

## 22 介護現場における生産性の向上に資する取組事項

介護現場における課題を抽出及び分析した上で、当事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置をいたします

(令和9年3月までは経過措置期間となります)。

## 23 第三者評価の実施の有無について

事業所のサービスの質について、自己評価及び外部評価等を実施し、継続的な改善に努めると共に、その結果を公表します。

- 第三者評価の実施の有無・・・無

以上の内容を証するため、甲・乙は署名または記名のうえ、本重要事項説明書を  
2通作成し、甲・乙が各1通保有します。

年 月 日

(利用者 甲)

私は、以上の重要事項につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住 所	
氏 名	

(後見人)

私は、以上の重要事項につき説明を受け、その内容を理解し、後見人の責任についても理解し同意しました。

住 所			
氏 名		続 柄	

(身元引受人)

私は、以上の重要事項につき説明を受け、その内容を理解し、身元引受人の責任についても理解し同意しました。

住 所			
氏 名		続 柄	
電話番号			
勤 務 先	名 称		電話番号

(事業者 乙)

当施設は、サービスの提供開始にあたり以上の重要事項について説明しました。

住 所 静岡県掛川市杉谷南一丁目1番地20  
事 業 者 社会福祉法人 百葉の会  
代表者名 理事長 湖 山 泰 成  
事業所名 特別養護老人ホーム ラスール掛川  
(事業所番号) 2277400731  
説 明 者 氏 名

